

議案第63号

大田原市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の制定について

大田原市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成25年9月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第152条第1項第3号の規定に基づき、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定めるものとする。

(調査等の対象となる法人)

第2条 政令第152条第1項第3号に規定する条例で定める法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（政令第152条第3項の規定により、同条第1項第3号に規定する法人とみなされる法人を含む。）とする。

附 則

(施行日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条に規定する法人に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定による同項の書類の作成及び議会への提出は、当該法人のこの条例の施行日前の直近に終了した事業年度（以下「直近の事業年度」という。）以後の事業年度に係る書類（直近の事業年度分にあつては、決算に関するものに限る。）について行うものとする。